

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規	5 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規

	務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
7 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の7に規定する他の法令に基づく給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は

	務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
6 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の7に規定する他の法令に基づく給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は

	る事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。